

第1章 計画的な環境施策の推進に向けて

本市では、市民・事業者・行政が互いに連携し、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指し、環境基本条例を制定しています。また、各種の条例・規則を制定し、関係法令と併せて適正に運用しています。

さらに、重要な施策等については、幅広く専門的な意見を聴きながら取り組むため、各種審議会や協議会などを設置しています。

1 条例

■環境基本条例（平成13年3月）

市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的として、環境の保全及び創造についての基本理念を定めています。

■緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和61年10月）

市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に資することを目的として、緑地環境の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めています。

■公害の防止及び環境の保全に関する条例（平成21年3月）

市民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資することを目的として、公害の防止及び環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止のための規制を定めています。

■環境影響評価条例（平成15年9月）

環境基本条例第12条の規定に基づき、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、環境影響評価及び事後調査の手続その他必要な事項を定めています。

■摂津峡における自然環境の保全等に関する条例（平成30年3月）

摂津峡の豊かな自然環境の保全及び市民の安全で快適なレクリエーション環境の確保を目的として、市、市民、来訪者及び事業者の責務を明らかにするとともに、摂津峡の自然環境等を損なうおそれがある行為について必要な規制を定めています。（平成31年4月1日より施行）

■ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成25年3月）

ペット霊園の設置や管理について、公衆衛生、公共の福祉の観点から必要な措置を講じ生活環境を保全することを目的として、ペット霊園の火葬施設や納骨堂、移動火葬車等の設備構造の基準のほか、説明会の開催義務等を定めています。

■土砂埋立て等の規制に関する条例（平成28年4月）

土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止と生活環境の保全に資することを目的として、一定規模以上の土砂の埋立て等を行う場合には、市の許可を受けること等を定めています。

■廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例（平成5年12月）

資源を循環して利用できる環境にやさしい都市の形成に寄与することを目的として、廃棄物の発生抑制、再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理、一般廃棄物処理手数料や許可申請等手数料、地域の清潔の保持等について定めています。

■産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年3月）

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な規制等のほか、廃棄物の場外保管に係る手続きや産業廃棄物処理施設の設置に係る手続き等を定めています。

■まちの美化を推進する条例（平成18年3月）

市民の快適な生活環境の確保に資することを目的として、市、市民等及び事業者が協働して空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止し、併せて清掃活動等を行うことなどを定めています。

■あき地の清潔保持に関する条例（昭和47年6月）

良好な生活環境の保全に資することを目的として、あき地の占有者が、あき地が不良状態にならないように、放置された雑草、枯草又は廃棄物を除去することなどを定めています。

2 行政計画

(1) 環境基本計画

本市では、環境の保全・創造についての基本理念を定めた環境基本条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するため、平成14年3月に「環境基本計画」を策定しました。また、平成24年3月には「憩いの空間で快適に暮らせるまち」を実現するため、「第2次環境基本計画」を策定しました。

さらに、環境をとりまく社会的な変化や、環境関連施策の進捗状況等を踏まえ、平成29年3月にはこれを改定し、「第2次環境基本計画（改訂版）」を策定しました。この計画においては6つの環境分野ごとに「望ましい環境像」、「環境目標」、「基本方針」を定め、これに基づく施策を展開するとともに、毎年施策の進行管理を図っています。

環境分野	望ましい環境像	環境目標
環境行動	市民一人ひとりの心と行動が 将来へ良好な環境を引き継ぐまち	市民一人ひとりがエコスタッフ
生活環境	誰もが心地よく、 憩いとやすらぎのある生活を営めるまち	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
自然環境	河川を軸に人と自然をつなぐ みどり豊かなまち	人と自然の共生
都市環境	ゆったりとした時間が流れる おだやかで風格のあるまち	ゆとりある都市環境の創造
循環型社会	限りある資源を活かして、 ごみゼロをめざすまち	持続可能な循環型社会の形成
地球環境	地球規模で考え、 身近なことから行動するまち	地域からの環境負荷低減の取組

(2) たかつき環境行動計画

「第2次環境基本計画（改訂版）」の推進のため、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むべきことを定めたもので、市民・事業者編と行政編から構成されています。

(3) たかつき地球温暖化対策アクションプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」といいます。）により、特例市以上に、地域の自然的、社会的な条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策も含めた実行計画の策定が義務付けられました。

そのため、本市においても市民・事業者・行政等の各主体が、市域の現状と地域特性を踏まえ、それぞれの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、温室効果ガスを削減することを目的として、平成23年3月に「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。

計画期間は令和2年度までの10年間で、令和2年度の温室効果ガス排出量を平成2年度比で25%削減することを目標に掲げています。

(4) たかつきエコオフィスプラン

温対法に基づき、本市が一事業者として策定した温室効果ガス排出量削減のための措置に関する計画です。平成12年12月に「たかつきエコオフィスプラン（地球温暖化防止を含む率先実行計画）」を策定し、省エネルギー・省資源・グリーン調達などに取り組んできました。

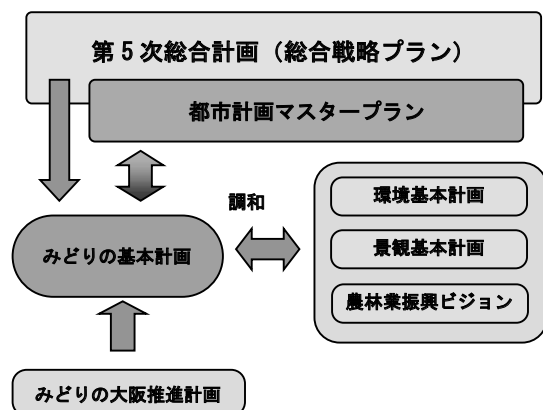
平成28年3月には「たかつきエコオフィスプラン（平成28～令和2年度）」を策定し、温室効果ガスを令和2年度までに、平成11年度比で26.5%の削減を目標として取り組んでいくこととしています。

(5) みどりの基本計画

都市緑地法に基づく長期的なみどりに関する総合計画と位置付けし、みどりあふれる憩いとうるおいのあるまちづくりを計画的に進めるための指針として、平成13年度に策定しました。

その後、社会情勢の変化やみどり関連施策の進捗状況等を踏まえ、計画期間を平成29年度から令和3年度までとする「みどりの基本計画（改訂版）」を策定しました。

本計画に基づき、水と緑と土を有機的に結合したものを「みどり」として捉え、「緑・水辺・歴史文化につつまれた都市をめざして」を基本理念に、みどりのまちづくりを総合的かつ体系的に推進しています。



(6) 地域新エネルギービジョン

市域の新エネルギー導入・普及促進の指針として平成19年2月に策定しました。

同ビジョンでは太陽エネルギーや廃棄物エネルギー、バイオマスエネルギーの利用などを重点テーマとして掲げ、これに基づき、新エネルギーの率先的、計画的な普及促進を図っています。

(7) たかつき新エネルギー戦略

新エネルギー等の戦略的かつ加速的普及を図るため、平成24年1月に策定しました。令和12年度における市内電力消費量のうち、35%以上を「創エネ」と「省エネ」による電力量とする目標を掲げています。

(8) 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する長期計画です。「廃棄物減量等推進審議会」からの「ごみ減量化についての提言」を踏まえ、平成27年12月に平成28年度を始期とし令和7年度を最終目標年度とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

本計画は、平成28年度から10年間にわたる本市の一般廃棄物の減量・処理等のあり方についての指針とし、一般廃棄物処理実施計画（年度ごとの計画）や分別収集計画（3年ごとに策定する容器包装ごみの計画）等を策定していきます。

(9) ごみ減量化推進計画

「一般廃棄物処理基本計画」に掲げた施策を実践していくための実施計画として、平成28年3月に改定しました。

計画の期間は、平成28年度から令和7年度までとし、計画最終年度での焼却処理量及び最終処分量を平成26年度実績量からそれぞれ15%削減することを目指しています。

※上記の各計画については、高槻市ホームページ

(<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/shisei/profilekeikaku/keikaku/index.html>)

で詳しくご覧になれます。

3 審議会・協議会等

(1) 市の審議会等

名称	役割
環境審議会	環境基本計画に関することや、環境の保全及び創造に関する重要事項について、調査審議を行う。
地球温暖化対策実行計画協議会	たかつき地球温暖化対策アクションプランの実施に係る連絡調整等を行う。
緑地環境保全等審議会	保護地区等の指定や「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の施行に関する重要事項についての審議を行う。
光化学スモッグ被害者認定審査会	光化学スモッグ被害の申請について、治療した医師の診断によって認定が難しい場合に、その認定について調査審議を行う。

環境影響評価委員会	環境影響評価に係る重要事項の調査審議を行う。
廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量等に関する事項の調査審議を行う。

(2) 市が参加する協議会等

名 称	協 議 内 容
全国大気汚染防止連絡協議会	大気汚染に関して、各自治体の諸問題を検討協議し、大気汚染防止について、行政における協力関係の確保等を目的とする。
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海に関係する自治体の広域的な相互協力により、瀬戸内海の環境保全を図るとともに、人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とする。
瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とする。
淀川水質汚濁防止連絡協議会	淀川水系の河川等の水質を調査し、実態を把握するとともに汚濁機構を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁対策について検討、相互に連絡調整を図ることによって、淀川の水質改善の効果を上げることを目的とする。
神崎川水質汚濁対策連絡協議会	神崎川並びにこれに流入または分派する河川等の水質を調査し、実態を把握するとともに汚濁機構を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、神崎川の水質改善の効果を上げることを目的とする。
大阪府土砂埋立て等規制連絡協議会	府・市町村が土砂埋立て等行為の規制に係る情報を共有し、連携して監視・指導し、効率的かつ効果的な土砂埋立て等行為への規制を行うことを目的とする。
5市3町採(砕)石公害対策連絡協議会	北摂連山での採(砕)石問題について、関係する市・町が連携して対処するために結成され、採石事業場に係る指導を行っている。
全国都市清掃会議	地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行い、清掃事業の円滑な推進を図るとともに、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。
近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会	産業廃棄物に関する調査研究及び法施行に伴う事務協議を目的とする。
広域処分場適正受入協議会	大阪湾広域臨海環境整備センターが泉大津・大阪沖処分場で行う廃棄物埋立事業において、廃棄物の適正な処理を目的とする。
大阪フロン対策協議会	関係事業者、消費者、行政等の協力により現在多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロン類について、回収と適正な処理を推進するため、啓発活動等を行うことを目的とする。
大阪府魚腸骨処理対策協議会	大阪府域における処理困難な廃棄物である魚腸骨(魚あら)の適正処理を目的とする。
大阪府生活排水対策推進会議	大阪府下の生活排水対策の総合的な推進を目的とする。
大阪府下清掃施設長協議会	清掃施設の整備維持管理に関する連絡を密にし、もって清掃事業の円滑な運営と技術の向上を図る。